

第13次鳥獣保護管理事業計画の概要

【策定の目的】

鳥獣保護管理事業計画は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(以下「法」という)に基づき作成する、県の鳥獣保護管理事業の5カ年計画である。

現計画が本年3月で終了することから、新たに第13次計画として策定するもので、国の「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」(以下「基本指針」という)を反映させながら、本県が有する野生鳥獣による被害などの様々な課題や、「ふくしま生物多様性推進計画(※)」の理念をふまえつつ、人と野生鳥獣が共生する社会の形成を目指す。

(※)福島県が推進していく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)であり、生物多様性基本法第13条に基づくもの。現在は【第2次計画】(平成26年3月策定)。

第1 計画の期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日(5年間)

第2 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

・本県は東北地方太平洋沖地震に伴う原発事故に伴う放射性物質の影響による鳥獣の出荷制限やそれによる狩猟者の大幅減少、また住民の避難に伴い避難指示区域等では有害鳥獣の増加(鳥獣被害の増加)といった、野生鳥獣を取り巻く状況が大きく変化した。

また、全県的には、狩猟者の高齢化・減少に加え、イノシシなど特定の鳥獣の増加による農林業被害等が深刻化しており、大きな課題となっている。

・原発事故由来の放射性物質の拡散により、本県においては狩猟者の減少などにより人と鳥獣とのあつれきが増加するおそれがあることから、野生鳥獣の生息状況を把握し、適切な対応に努める必要がある。

第3 鳥獣の区分と保護及び管理の基本的な考え方

これまでと同様に、野生鳥獣を次の5つに区分・定義することとする。

①希少鳥獣、②狩猟鳥獣、③外来鳥獣等、④指定管理鳥獣、⑤一般鳥獣

第4 鳥獣保護区、特別保護区及び休猟区等に関する事項

1 鳥獣保護区

137箇所(145,540ha)中、指定期間が終了する45箇所(49,176ha)を更新する。

2 特別保護地区

19箇所(12,794ha)中、指定期間が終了する7箇所(630ha)を再指定する。

3 休猟区

現在、指定箇所は無く、新たな指定も予定していない。

第5 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

基本指針では、効果と影響を勘案して見直しを含め慎重な対応を行うこととされており、本県では現在、国からキジ・ヤマドリの出荷制限の指示があるため放鳥を休止している。今後、出荷制限指示が解除され、放鳥を再開する時点で改めて以後の放鳥計画(年次別数値)を作ることとする。

第6 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

- ・捕獲等の許可を行うに当たり、捕獲目的に応じた許可基準等を設定する。
捕獲目的：学術研究、鳥獣の保護、鳥獣の管理、その他特別な事由
愛玩飼養を目的とした捕獲許可は行わない。
- ・被害の防止の目的による捕獲について、過去5年間程度の期間の被害の発生状況等を踏まえ、恒常的に生じている被害の抑制のため、対象鳥獣の予察捕獲を行う。
- ・鳥獣の捕獲許可に係る事務については、対象とする種を限定した上で、市町村に権限移譲しており、特定計画との整合等、制度の円滑な運営が図られるよう努める。
- ・鳥類の違法飼養防止のため、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

※錯誤捕獲防止のための取組、市街地出没における対応のための体制について追記

第7 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、猟区及び指定猟法禁止区域に関する事項

1 特定猟具禁止区域

銃器を特定猟具とする既指定区域217箇所（55,367ha）中、存続期間が終了する119箇所（30,890ha）を再指定する。

現在、わなを特定猟具とする指定区域は無く、新たな指定も予定していない。

2 特定猟具使用制限区域

現在、指定は無く、新たな指定も予定していない。

3 猟区

現在、指定は無く、新たな指定も予定していない。

4 指定猟法禁止区域

鉛製銃弾による水鳥等の鉛中毒の発生を抑制するため、4箇所（308ha）を指定猟法禁止区域（鉛散弾）に指定している。計画期間中に指定期間が満了となる3箇所（304ha）について再指定する。

第8 特定計画の作成に関する事項

1 第一種特定鳥獣保護計画

現在、作成はしておらず、新たな作成も予定していない。

2 第二種特定鳥獣管理計画

生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、農林水産業被害等、人とのあつれきが生じている鳥獣を対象として管理計画を作成する。

（対象鳥獣）イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カワウ、ツキノワグマ

※数値による評価が可能な目標の設定について追記

第9 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

科学的知見に基づいた鳥獣の保護管理及び保護施策の適切な推進を図るため、研究期間等や有識者の助言等を得ながら県内の鳥獣の分布・密度等の調査を実施する。

また、野生鳥獣の放射性物質をモニタリングし、野生鳥獣への放射性物質の影響を把握し、適切な情報提供を行う。

第10 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項

- 1 鳥獣保護区等の管理、狩猟取締り等の業務を行うため、鳥獣保護管理員を任命する。
- 2 鳥獣保護管理の担い手の人材育成のため、県職員、市町村職員、鳥獣保護管理員、狩猟者

を対象とした研修を行う。

- 3 野生生物共生センターにおいて、野生動物の救護及び野生生物のモニタリングを専門的、効率的に行うとともに、放射性物質の野生生物への影響や生物多様性に関する普及啓発を行う。
- 4 狩猟における違反行為や違法な捕獲・飼養等の取締りについて、警察当局等と協力して適正かつ効果的に実施する。

第11 その他鳥獣保護管理事業の実施のため必要な事項

- 1 狩猟の適正化
狩猟が適正に行われるよう、巡視や指導等を徹底する。各種規制区域において、規制の目的の周知徹底を図り、狩猟違反の防止に努める。
- 2 傷病鳥獣救護
傷病鳥獣の治療等を行い、リハビリを経て野生復帰を行う。
- 3 油等による汚染に伴う水鳥の救護
関係機関と連携し、救護活動等を円滑に実施するよう努める。
- 4 感染症への対応
高病原性鳥インフルエンザ等、野生鳥獣に人獣共通感染症又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、関係機関と連絡体制を維持し対応する。
- 5 普及啓発
安易な餌付け防止のための普及啓発や愛鳥週間行事等を通じて自然保護及び鳥獣保護への関心を高める。

※豚熱（CSF）等の感染症対策についての取組、体制について追記

第12 指定管理鳥獣の管理に関する事項

第二種特定鳥獣に指定されている指定管理鳥獣について、その生息状況や被害状況等を勘案し、個体群管理を強化する必要がある場合において、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することができる。本県では平成27年度からイノシシ、平成28年度からニホンジカについて実施している。

※隣県との広域的な連携について追記

※令和6年4月に指定管理鳥獣に追加されたツキノワグマの取扱について追記（R8.3改定）